

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年6月16日提出
【発行者名】	Global X Japan株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 姜 昇浩
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	仁木 大介 連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
【電話番号】	03-3528-8555
【届出の対象とした募集内 グローバルX 自動運転&EV ETF 国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	グローバルX 自動運転&EV ETF
【届出の対象とした募集内 (1) 当初設定 国投資信託受益証券の金 額】	8億円を上限とします。 (2) 継続申込期間 5兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	名 称 株式会社東京証券取引所 所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

・【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年10月19日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、有価証券報告書の提出に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

・【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

当初設定 2022年11月4日

継続申込期間 2022年11月4日から2023年12月15日まで

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

ただし、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.または2.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

1. 当ファンドの計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
2. ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日
3. 前各号のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

<訂正後>

当初設定 2022年11月4日

継続申込期間 2022年11月4日から2023年12月15日まで

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

ただし、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

1. 当ファンドの計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）
2. ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日
3. 前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をSolactive Autonomous & Electric Vehicles Index（以下「対象株価指数」という場合があります。）を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
-----------------	--------	-------------------	------	------

単位型投信	国 内	株 式 債 券	MMF	インデックス型
	海 外	不動産投信 (リート) その他資産 () 資産複合	MRF ETF	
追加型投信	内 外			特殊型

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式		グローバル (日本含む)		
一般	年1回	日本		
大型株	年2回	北米		
中小型株	年4回	欧州	あり ()	日経225
債券	年6回 (隔月)	アジア		
一般	年12回 (毎月)	オセアニア		
公債		中南米		
社債		アフリカ		
その他債券		中近東 (中東)	なし	TOPIX
クレジット属性 ()		エマージング		
不動産投信				
その他資産 ()				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注1)商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ 従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネジメント・ファンド）	「 <u>MMF等の運営に関する規則</u> 」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「 <u>MMF等の運営に関する規則</u> 」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等 クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

日本含む世界の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券)を含みます)に投資し、Solactive Autonomous & Electric Vehicles Indexを円換算した値の変動率に一致させることをめざします。

- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

Solactive Autonomous & Electric Vehicles Indexについて

- Solactive Autonomous & Electric Vehicles Indexは、Solactive AGが開発した自動運転および電気自動車(EV)に関連したビジネスを行う企業で構成される株式インデックスです。
- 日本を含む世界に上場する銘柄をユニバースとし、Solactive社の持つビッグデータ・自然言語処理を活用したアルゴリズムを用いて自動運転技術およびEV関連(EV製造およびEV関連事業)銘柄を特定します。
- 特定された銘柄は当該テーマとの関連度合が数値化され、以下サブテーマごとに関連度の高い合計75銘柄がインデックスの構成銘柄となります。
自動運転技術:30銘柄
EV製造:15銘柄
EV関連事業:30銘柄(部品:15銘柄、素材:15銘柄)
- 各銘柄は浮動株調整後時価総額加重により構成比率が決定されます(ただし、1銘柄あたり最大3%。また、各サブテーマにおける関連度の順位が下位20%に属する銘柄の比率上限は2%。)。
- 原則として1月末と7月末の年2回、指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

※「Solactive Autonomous & Electric Vehicles Index(円換算ベース)」は、Solactive AGが算出する「Solactive Autonomous & Electric Vehicles Index」の米ドル建ての値を元にGlobal X Japanが円換算したもので。

※「Solactive Autonomous & Electric Vehicles Index」を以下「対象株価指数」という場合があります。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口単位です。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

●追加設定は、現金により行ないます。

- ・追加設定は5万口以上5万口単位となります。

●解約請求により換金を行なうことができます。

- ・受益権をもって株式と交換することはできません。
- ・換金は5万口以上5万口単位となります。

●収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年3月24日および9月24日です。

(注)第1計算期間は、2023年3月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ・株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Solactive Autonomous & Electric Vehicles Index」を円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (d) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

●指数の著作権等について

本ファンドは、SOLACTIVE AG(以下「SOLACTIVE」)、その関連会社(総称して「SOLACTIVE当事者」)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。SOLACTIVE INDEXは、SOLACTIVEの専有財産です。SOLACTIVEおよびSOLACTIVE INDEXの名称は、SOLACTIVEもしくはその関連会社のサービスマークであり、Global X Japan株式会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。いかなるSOLACTIVE当事者も、発行会社、本ファンドのオーナー、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、本ファンドへの投資、もしくはSOLACTIVE INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・默示を問わず一切の表明または保証を行いません。SOLACTIVEもしくは関連会社は、本ファンド、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体とは無関係にSOLACTIVEが決定、構成、計算するSOLACTIVE INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、発行会社または本ファンドの所有者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、本ファンドの償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負いません。さらに、いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの運営、マーケティング、またはオファーリングに関連して、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。SOLACTIVEは、SOLACTIVEが信頼できると考える情報源からSOLACTIVE INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。SOLACTIVE当事者は、発行会社、ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体がSOLACTIVE INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・默示の保証をしません。SOLACTIVE当事者は、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。さらに、SOLACTIVE当事者は、いかなる種類の明示・默示の保証責任も負わず、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるSOLACTIVE当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

<訂正後>

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をSolactive Autonomous & Electric Vehicles Index(以下「対象株価指数」という場合があります。)を円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
-----------------	--------	-------------------	------	------

単位型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 (リート) その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型

(注)当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	日本		日経225
クレジット属性 ()	年4回	北米		
不動産投信	年6回 (隔月)	欧州	あり ()	TOPIX
その他資産 ()	年12回 (毎月)	アジア		
資産複合 ()	日々	オセアニア		
資産配分固定型	その他 ()	中南米		
資産配分変更型		アフリカ	なし	
		中近東 (中東)		
		エマージング		その他 (Solactive Autonomous & Electric Vehicles Index (円換算ベー ス))

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注1)商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ 従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信（リート）	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信（リート）以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF（マネー・マネジメント・ファンド）	「 <u>MRF及びMMFの運営に関する規則</u> 」に定めるMMF
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	「 <u>MRF及びMMFの運営に関する規則</u> 」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等 クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信		目論見書等において、主として不動産投信（リート）に投資する旨の記載があるもの
	その他資産		目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信（リート）以外に投資する旨の記載があるもの
	資産複合		目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分固定型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
	資産複合 資産配分変更型		目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
決算頻度	年1回		目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの
	年2回		目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
	年4回		目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの
	年6回（隔月）		目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの
	年12回（毎月）		目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
	日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの
	その他		上記属性にあてはまらないすべてのもの

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託の限度>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として追加信託することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、上記の限度を変更することができます。

<ファンドの特色>

1

日本含む世界の金融商品取引所に上場している株式(DR(預託証券)を含みます)に投資し、Solactive Autonomous & Electric Vehicles Indexを円換算した値の変動率に一致させることをめざします。

- 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を利用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

Solactive Autonomous & Electric Vehicles Indexについて

- Solactive Autonomous & Electric Vehicles Indexは、Solactive AGが開発した自動運転および電気自動車(EV)に関連したビジネスを行う企業で構成される株式インデックスです。
- 日本を含む世界に上場する銘柄をユニバースとし、Solactive社の持つビッグデータ・自然言語処理を活用したアルゴリズムを用いて自動運転技術およびEV関連(EV製造およびEV関連事業)銘柄を特定します。
- 特定された銘柄は当該テーマとの関連度合が数値化され、以下サブテーマごとに関連度の高い合計75銘柄がインデックスの構成銘柄となります。
自動運転技術:30銘柄
EV製造:15銘柄
EV関連事業:30銘柄(部品:15銘柄、素材:15銘柄)
- 各銘柄は浮動株調整後時価総額加重により構成比率が決定されます(ただし、1銘柄あたり最大3%。また、各サブテーマにおける関連度の順位が下位20%に属する銘柄の比率上限は2%。)。
- 原則として1月末と7月末の年2回、指数構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

※「Solactive Autonomous & Electric Vehicles Index(円換算ベース)」は、Solactive AGが算出する「Solactive Autonomous & Electric Vehicles Index」の米ドル建ての値を元にGlobal X Japanが円換算したもので。

※「Solactive Autonomous & Electric Vehicles Index」を以下「対象株価指数」という場合があります。

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

●受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口単位です。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

●追加設定は、現金により行ないます。

- ・追加設定は5万口以上5万口単位となります。

●解約請求により換金を行なうことができます。

- ・受益権をもって株式と交換することはできません。
- ・換金は5万口以上5万口単位となります。

●収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年3月24日および9月24日です。

(注)第1計算期間は、2023年3月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ・株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Solactive Autonomous & Electric Vehicles Index」を円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (d) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

●指数の著作権等について

本ファンドは、SOLACTIVE AG(以下「SOLACTIVE」)、その関連会社(総称して「SOLACTIVE当事者」)が支援、保証、売却または宣伝するものではありません。SOLACTIVE INDEXは、SOLACTIVEの専有財産です。SOLACTIVEおよびSOLACTIVE INDEXの名称は、SOLACTIVEもしくはその関連会社のサービスマークであり、Global X Japan株式会社による特定の目的のための使用について許可されているものです。いかなるSOLACTIVE当事者も、発行会社、本ファンドのオーナー、またはその他の個人もしくは事業体に対して、ファンド投資一般、本ファンドへの投資、もしくはSOLACTIVE INDEXが対応する株式市場パフォーマンスを記録する能力に関して、明示・默示を問わず一切の表明または保証を行いません。SOLACTIVEもしくは関連会社は、本ファンド、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体とは無関係にSOLACTIVEが決定、構成、計算するSOLACTIVE INDEXに関する特定の商標、サービスマーク、商号のライセンサーです。

いかなるSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXについて決定、構成または計算するにあたり、発行会社または本ファンドの所有者、またはその他のあらゆる個人または事業体のニーズを考慮する義務を負いません。いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの発行時期、価格、数量に関する決定、本ファンドの償還価格及び数式の決定及び算定に参加しておらず、且つその責任を負いません。さらに、いかなるSOLACTIVE当事者も、本ファンドの運営、マーケティング、またはオファーリングに関連して、発行会社、本ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体に対して一切の義務または責任を負いません。SOLACTIVEは、SOLACTIVEが信頼できると考える情報源からSOLACTIVE INDEXの算出に使用するための情報を入手するものとしますが、いずれのSOLACTIVE当事者も、SOLACTIVE INDEXまたはそのデータの独創性、正確性、完全性について一切保証しません。SOLACTIVE当事者は、発行会社、ファンドのオーナー、その他の個人もしくは事業体がSOLACTIVE INDEXもしくはそのデータを使用して得る情報またはその結果に関して、明示・默示の保証をしません。SOLACTIVE当事者は、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータについての、もしくはそれらに関連する誤り、省略、中断について一切の責任を負いません。さらに、SOLACTIVE当事者は、いかなる種類の明示・默示の保証責任も負わず、SOLACTIVE INDEXもしくはそのデータに関して、商品性および特定目的への適合性に関する保証をここに明確に否認します。上記のいずれをも制限することなく、いかなるSOLACTIVE当事者も、直接、間接、特別、懲罰的、結果的な損害、及びその他の損害(逸失利益を含む)について、そのような損害の可能性について通知された場合においても、一切責任を負いません。

(2) 【ファンドの沿革】

<訂正前>

2022年11月4日 信託契約締結、当初設定、運用開始
2022年11月8日 受益権を東京証券取引所に上場（予定）

<訂正後>

2022年11月4日 信託契約締結、当初設定、運用開始
2022年11月8日 受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

	名 称	関係業務の内容
委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社 (再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)	三井住友信託銀行株式会社	信託契約（1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集等に関する委託会社との契約（2）に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、 <u>収益分配金、償還金、一部解約金</u> の支払いに関する事務等を行ないます。

1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

2：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。

<委託会社等の概況（2022年7月末日現在）>

・資本金の額 25億円

・沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3174号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

<訂正後>

	名 称	関係業務の内容

委託会社	Global X Japan株式会社	当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（1）の委託者であり、受益権の募集・発行、信託財産の運用指図、信託財産の計算等を行ないます。
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)	信託契約（1）の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。
取扱窓口	販売会社	受益権の募集等に関する委託会社との契約（2）に基づき、受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

- 1：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
2：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。

<委託会社等の概況（2023年3月末日現在）>

・資本金の額 25億円

・沿革

2019年 9月 2日 設立登記

2020年 3月11日 金融商品取引業者登録

（金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第3174号）

・大株主の状況

名 称	住 所	所有株式数	比率
Global X Management Company, Inc.	605 3rd Avenue, 43rd Floor, New York, NY, U.S.A.	250,000株	50%
大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	200,000株	40%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000株	10%

2 【投資方針】

（3）【運用体制】

＜訂正前＞

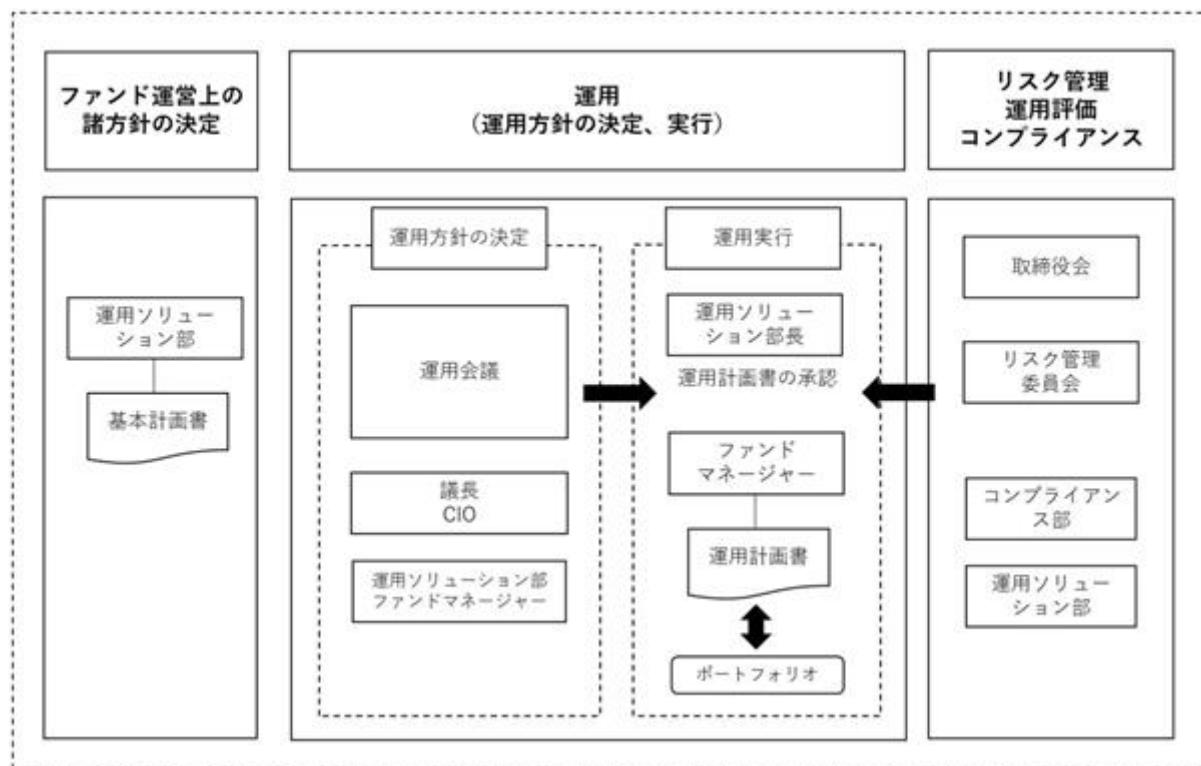
運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

イ．ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ロ．ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ハ．社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ．基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

内部管理体制

イ．コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託

財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

ロ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

ハ. 内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

上記の運用体制は2022年7月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

<訂正後>

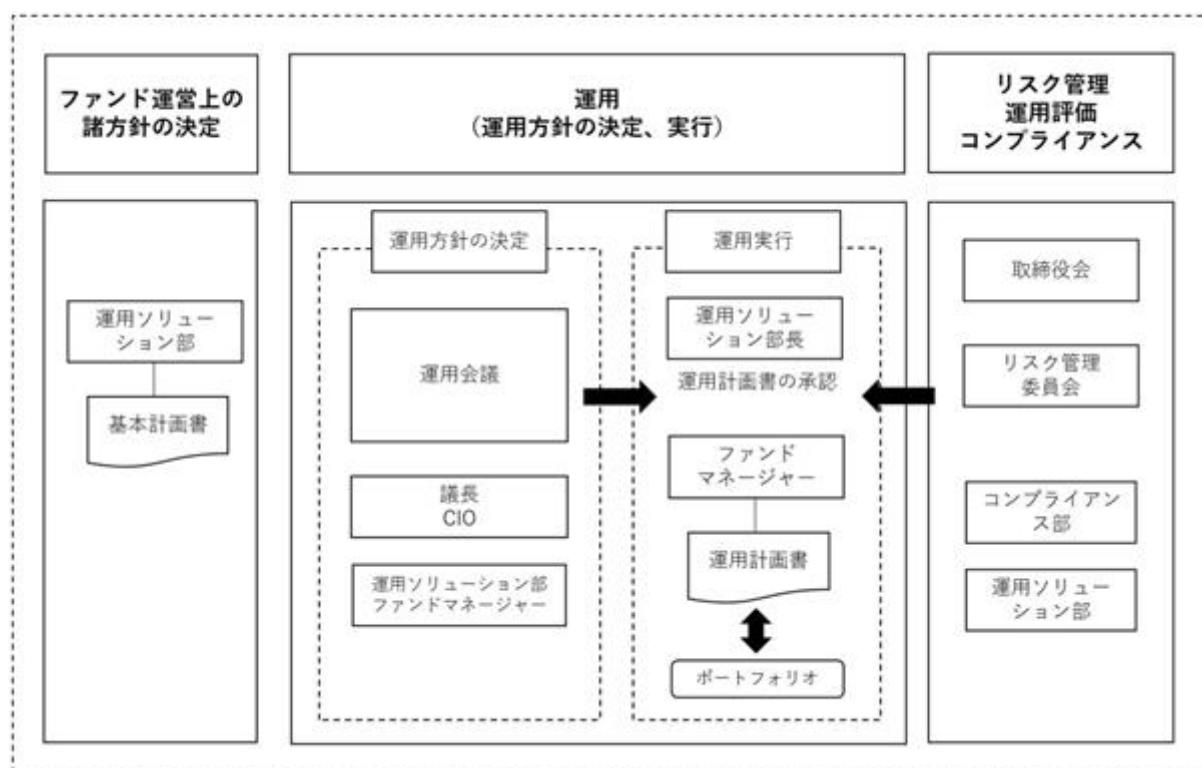
運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。

イ. ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めております。

ロ. ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ハ. 社内には内部監査を担当する部門、ファンドの運用状況やリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、あるいは運用会議等の開催により、各ファンドの投資方針等にしたがって運用が行なわれているか確認する体制を整備しています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. ファンド運営上の諸方針の策定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

内部管理体制

イ. コンプライアンス部によるモニタリング

コンプライアンス部は責任部室として、運用リスク管理等に係るモニタリング・監視を行ないます。さらに、信託財産等の運用リスクの状況および運用リスク管理等の状況のリスク管理委員会への報告、運用リスク管理等を行う上で必要な運用執行部門に対する報告の徴求、および信託財産等の運用リスク管理等において重要な問題を発見した場合の取締役会、取締役および内部監査室長への適宜の的確な報告の機能を有します。

ロ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

ハ. 内部監査室

内部監査室は、「内部監査規程」の定めるところに従い、運用リスク管理等の適切性および有効性を検証するための内部監査を実施し、重要な事項については取締役会等に報告する機能を有します。

上記の運用体制は2023年3月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとあります。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することができます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

口. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ. 解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ. 市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。

ニ. コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け・ご換金の申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付け・ご換金の申込みの受付けを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付けの申込みの受付けを取消すことがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

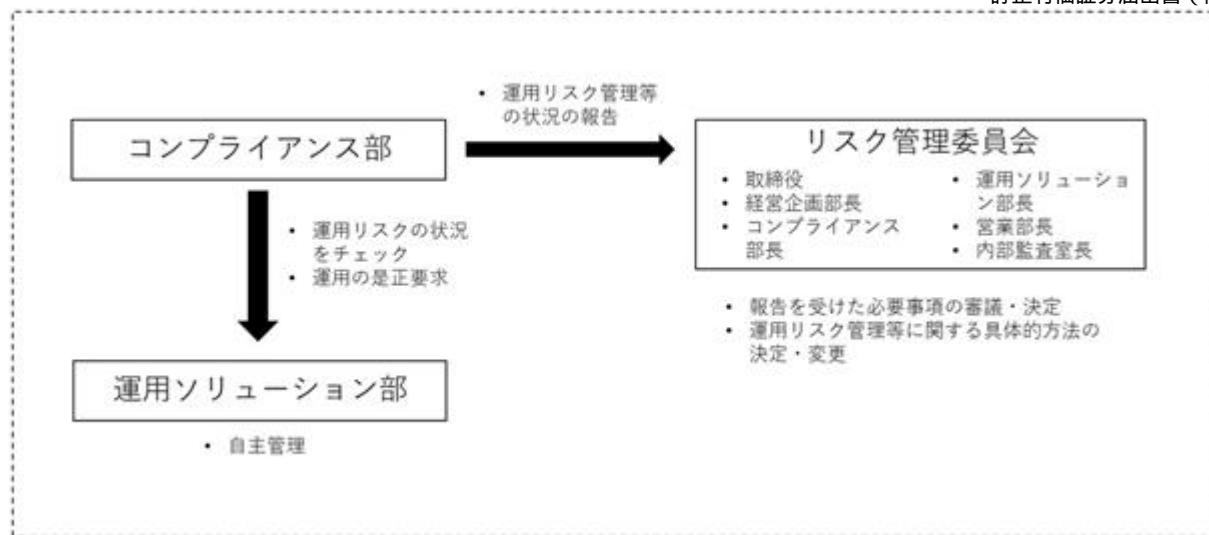
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「 基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(4) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通して、運用リスクの管理を行ないます。

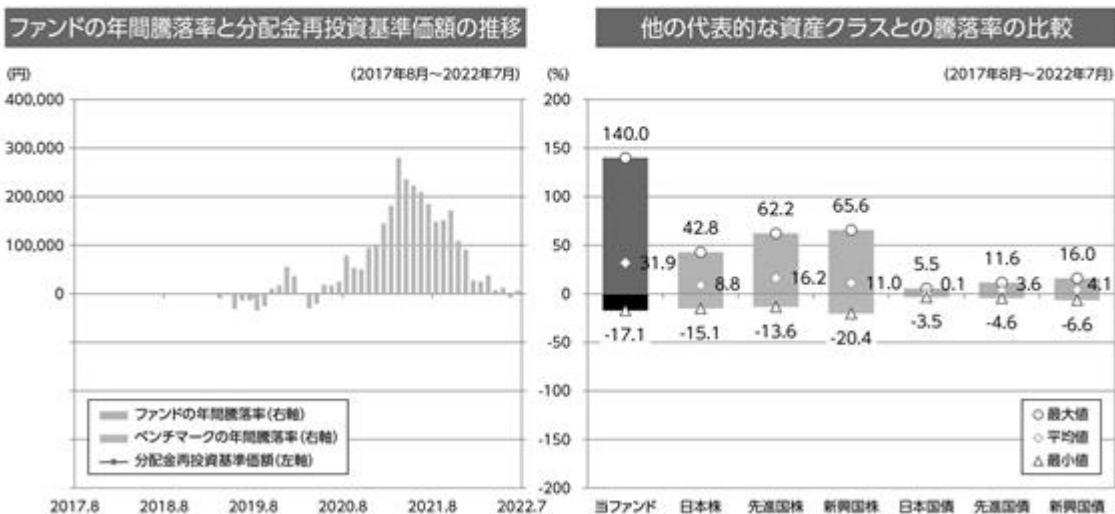


流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株 : Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
先進国株 : Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
新興国株 : Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
日本国債 : Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
先進国債 : Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
新興国債 : Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指標について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推進、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行なうにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していくかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも限制することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

<訂正後>

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願ひ申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいて、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ. 解約資金を手当てるため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ハ. 市場の急変時等には、前掲「2 投資方針」にしたがった運用ができない場合があります。

ニ. コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け・ご換金の申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付け・ご換金の申込みの受付けを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、お買付けの申込みの受付けを中止することがあるほか、すでに受付けたお買付けの申込みの受付けを取消すことがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

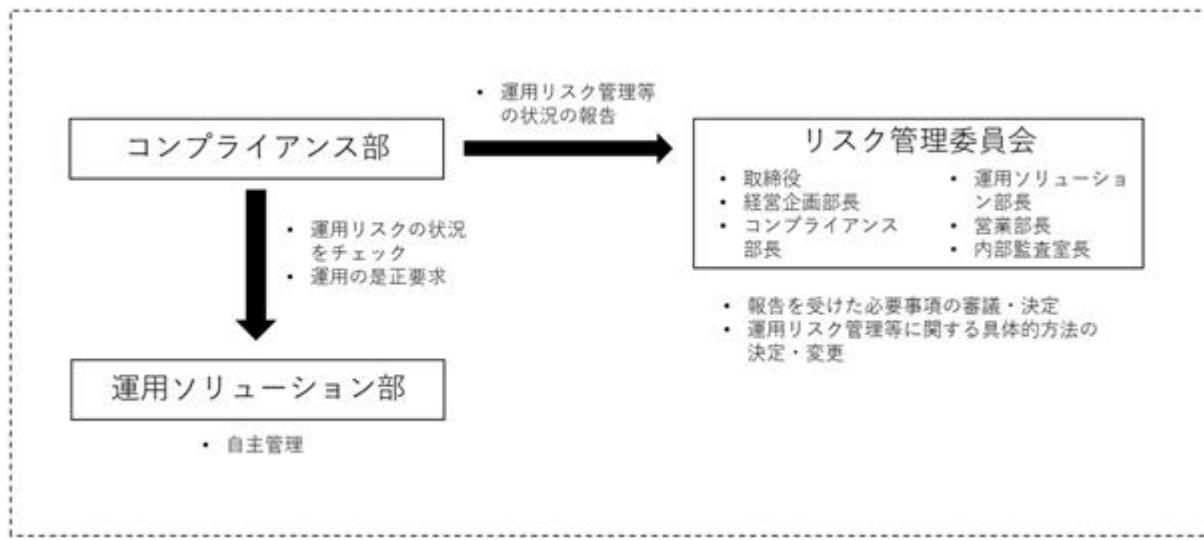
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、<ファンドの特色>の「基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

(4) リスク管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通じ、運用リスクの管理を行ないます。

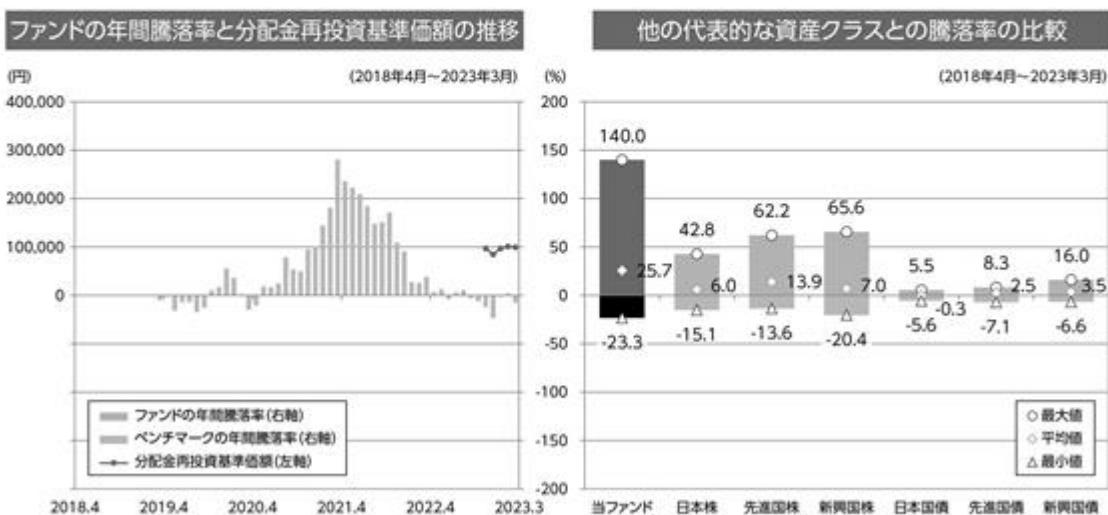


流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株 : Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
先進国株 : Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
新興国株 : Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
日本国債 : Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
先進国債 : Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
新興国債 : Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指標について

当ファンドは、Morningstar, Inc. 又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行なうにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

課税上は上場証券投資信託等として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択します。

ハ．損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

法人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ．収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- () 上記は、2022年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜訂正後＞

課税上は上場証券投資信託等として取り扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．受益権の売却時、解約時および償還時

売却時、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、「申告分離課税」の取扱いとなり、20%（所得税15%および地方税5%）の税率で課税されます。ただし、2037年12月31日ま

で基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

□ . 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

ただし、2037年12月31日まで、収益分配金の受取時に、収益分配金に対する所得税の源泉徴収額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択します。

八 . 損益通算について

売却時、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時、解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

法人の投資者に対する課税

イ . 受益権の売却時、解約時および償還時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

□ . 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

ただし、2037年12月31日までは基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- () 上記は、2023年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

投資状況

2023年3月末日現在

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	222,978,959	89.91
内 アメリカ	120,945,217	48.77
内 日本	23,617,010	9.52
内 ケイマン諸島	14,022,048	5.65
内 オランダ	13,270,524	5.35
内 カナダ	10,055,714	4.05
内 ドイツ	9,286,452	3.74
内 韓国	8,567,051	3.45
内 オーストラリア	5,968,997	2.41
内 フランス	4,609,868	1.86
内 ジャージー	3,155,113	1.27
内 チリ	2,304,300	0.93
内 ルクセンブルグ	2,110,608	0.85
内 イギリス	1,999,319	0.81
内 中国	1,682,289	0.68
内 イスラエル	1,384,449	0.56
投資信託受益証券	21,267,643	8.58
内 アメリカ	21,267,643	8.58
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,752,384	1.51
純資産総額	247,998,986	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

2023年3月末日現在

順位	銘柄名	通貨地域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率 (%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	GLOBAL X AUTONOMOUS&ELEC- ETF	アメリカ・ ドル アメリカ	投資信 託受益 証券 -	6,792	3,033.80	3,131.27	-	8.58
2	NVIDIA CORP	アメリカ・ ドル アメリカ	株式 半導体・ 半導体製 造装置	290	36,308.14	36,564.51	-	4.28
					10,529,361	10,603,710	-	

3	TESLA INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 自動車・自動車部品	388	25,667.13 9,958,849	26,075.73 10,117,386	- -	4.08
4	APPLE INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	359	21,221.92 7,618,670	21,679.93 7,783,095	- -	3.14
5	ALPHABET INC-CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 メディア・娯楽	526	14,100.76 7,417,003	13,471.84 7,086,188	- -	2.86
6	QUALCOMM INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	394	16,577.74 6,531,633	17,011.72 6,702,618	- -	2.70
7	INTEL CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	1,518	3,876.37 5,884,338	4,284.97 6,504,596	- -	2.62
8	トヨタ自動車	日本・円 日本	株式 輸送用機器	3,300	1,784.00 5,887,200	1,880.00 6,204,000	- -	2.50
9	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	222	24,959.42 5,540,992	25,253.18 5,606,208	- -	2.26
10	MICROSOFT CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	134	37,075.93 4,968,175	37,929.19 5,082,512	- -	2.05
11	INFINEON TECHNOLOGIES AG	ユーロ ドイツ	株式 半導体・半導体製造装置	764	5,229.89 3,995,636	5,514.04 4,212,730	- -	1.70
12	STMICROELECTRONICS NV	ユーロ オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	530	6,875.79 3,644,173	7,082.71 3,753,841	- -	1.51
13	BAIDU INC - SPON ADR	アメリカ・ドル ケイマン諸島	株式 メディア・娯楽	180	20,151.01 3,627,182	20,539.58 3,697,125	- -	1.49

14	ON SEMICONDUCTOR	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	338	10,811.92 3,654,430	10,926.75 3,693,244	- -	1.49
15	NXP SEMICONDUCTORS NV	アメリカ・ドル オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	152	24,307.79 3,694,785	24,251.71 3,686,261	- -	1.49
16	日立製作所	日本・円 日本	株式 電気機器	500	6,849.00 3,424,500	7,252.00 3,626,000	- -	1.46
17	GENERAL MOTORS CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 自動車・自動車部品	744	4,505.30 3,351,944	4,805.74 3,575,474	- -	1.44
18	STELLANTIS NV	アメリカ・ドル オランダ	株式 自動車・自動車部品	1,481	2,318.08 3,433,077	2,404.87 3,561,620	- -	1.44
19	本田技研工業	日本・円 日本	株式 輸送用機器	1,000	3,370.00 3,370,000	3,510.00 3,510,000	- -	1.42
20	FORD MOTOR CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 自動車・自動車部品	2,096	1,524.91 3,196,216	1,641.08 3,439,711	- -	1.39
21	HYSTER-YALE MATERIALS	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	492	6,206.47 3,053,585	6,516.26 3,206,001	- -	1.29
22	APTIV PLC	アメリカ・ドル ジャージー	株式 自動車・自動車部品	215	14,381.17 3,091,953	14,674.94 3,155,113	- -	1.27
23	INDIE SEMICONDUCTOR INC-A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	2,179	1,460.81 3,183,122	1,418.08 3,090,015	- -	1.25
24	デンソー	日本・円 日本	株式 輸送用機器	400	7,068.00 2,827,200	7,443.00 2,977,200	- -	1.20
25	KIA CORP	韓国・ウォン 韓国	株式 自動車・自動車部品	363	8,083.03 2,934,143	8,186.13 2,971,568	- -	1.20

26	LG ENERGY SOLUTION	韓国・ウォン 韓国	株式 資本財	47	59,282.48 2,786,277	60,622.78 2,849,271	-	1.15
27	HYUNDAI MOTOR CO	韓国・ウォン 韓国	株式 自動車・自動車部品	147	18,609.54 2,735,603	18,681.71 2,746,212	-	1.11
28	VOLKSWAGEN AG-PREF	ユーロ ドイツ	株式 自動車・自動車部品	150	17,833.21 2,674,982	18,168.36 2,725,255	-	1.10
29	ALBEMARLE CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	91	28,794.40 2,620,291	29,702.40 2,702,919	-	1.09
30	パナソニック ホールディングス	日本・円 日本	株式 電気機器	2,200	1,131.50 2,489,300	1,182.00 2,600,400	-	1.05

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

□. 投資有価証券の種類別投資比率

2023年3月末日現在

投資有価証券の種類	投資比率(%)
株式	89.91
投資信託受益証券	8.58
合計	98.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八. 投資株式の業種別投資比率

2023年3月末日現在

業種	国内 / 外国	投資比率(%)
輸送用機器	国内	6.15
電気機器		3.38
自動車・自動車部品	外国	25.02
半導体・半導体製造装置		18.62
素材		12.68
資本財		10.55
テクノロジー・ハードウェアおよび機器		5.33
メディア・娯楽		4.35
ソフトウェア・サービス		3.84
合計		89.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)	東京証券 取引所 市場相場
2022年11月末日	291,015,152	-	970.05	-	975
12月末日	253,488,798	-	844.96	-	845
2023年1月末日	338,820,683	-	968.06	-	961
2月末日	353,146,417	-	1,008.99	-	1,005
第1計算期間末 (2023年3月24日)	329,844,310	330,544,310	942.41	944.41	941
3月末日	247,998,986	-	992.00	-	992

(注) 計算期間末日が休業日の場合は、前営業日の市場相場を記載しています。

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	2.00

【收益率の推移】

	收益率(%)
第1計算期間	5.6

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	500,000	150,000

(注) 第1計算期間の設定口数には当初設定数量を含みます。

(参考情報)運用実績

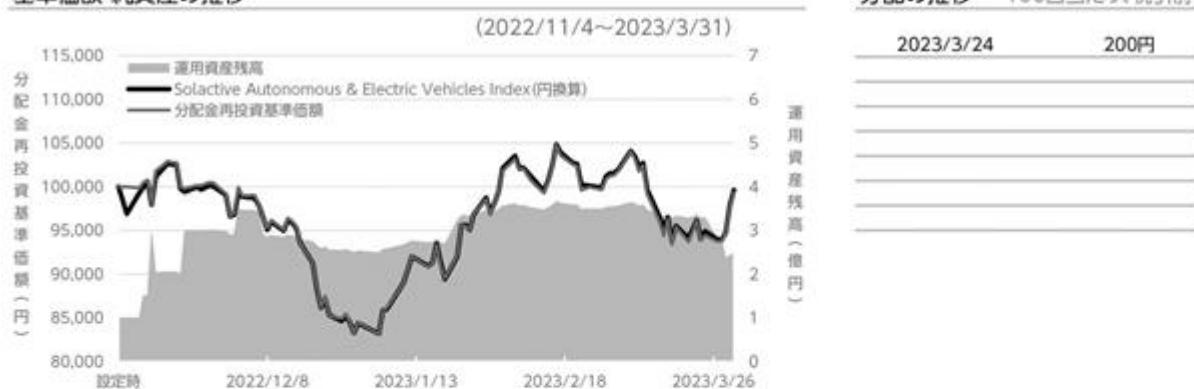
● グローバルX 自動運転&EV ETF

2023年3月31日現在

基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

分配の推移 100口当たり、税引前



パフォーマンス

	1ヶ月	年初来	1年	3年	設定来
基準価額	-1.68%	+17.40%	---	---	-0.80%
分配金再投資基準価額	-1.48%	+17.65%	---	---	-0.59%
Solactive Autonomous & Electric Vehicles Index(円換算)	-1.54%	+18.04%	---	---	-0.37%

組入上位10銘柄

			対運用資産残高比
			合計:35.06%
GLOBAL X AUTONOMOUS&ELEC-ETF	8.58%	QUALCOMM INC	2.70%
NVIDIA CORP	4.28%	INTEL CORP	2.62%
TESLA INC	4.08%	トヨタ自動車	2.50%
APPLE INC	3.14%	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	2.26%
ALPHABET INC-CL A	2.86%	MICROSOFT CORP	2.05%

「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています。グラフ上のSolactive Autonomous & Electric Vehicles Index(円換算)は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。表示されているパフォーマンスデータは過去のパフォーマンスを示しており、将来の成果を保証するものではありません。また値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。短期間での高いパフォーマンスは一般的ではなく、投資者はそうしたパフォーマンスの再現を期待することはできません。

業種内訳



対運用資産残高比

● 一般消費財・サービス	32.22%
● 情報技術	27.79%
● 資本財・サービス	12.88%
● 素材	12.68%
● コミュニケーション・サービス	4.35%
● ---	--
● ---	--
● ---	--
● その他	10.09%

その他は現金及び現金同等物、ETFを含みます。

国・地域別構成



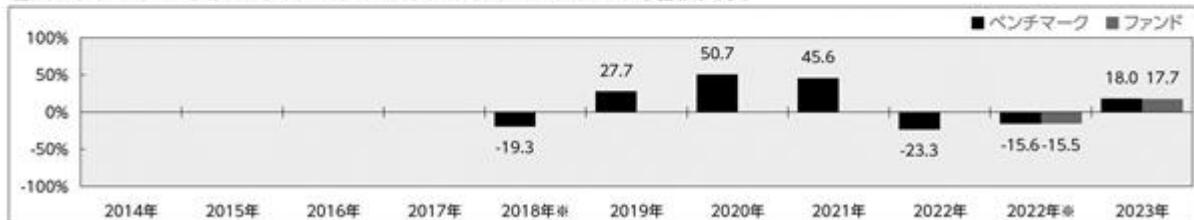
対運用資産残高比

● アメリカ	57.34%
● 日本	9.52%
● ケイマン諸島	5.65%
● オランダ	5.35%
● カナダ	4.05%
● ドイツ	3.74%
● 韓国	3.45%
● オーストラリア	2.41%
● フランス	1.86%
● その他	6.61%

その他は現金及び現金同等物を含みます。

年間收益率の推移

当ファンドのベンチマークはSolactive Autonomous & Electric Vehicles Index(円換算)です。



・ファンドの「年間收益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2018年※はベンチマークの起算日(3月15日)から年末まで、2022年※は設定日(11月4日)から12月30日まで、2023年は3月31日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、5万口以上5万口単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限（営業日の正午）までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

委託会社は、原則として、次の1.から3.に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

2. ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日

3. 前各号のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

お買付価額は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、当初設定にかかる受益権の価額は、1口につき1,000円とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みの受付けの取消しを行なうことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託会社への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

<訂正後>

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、5万口以上5万口単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

受益権の取得申込者が、委託会社が別に定める時限（営業日の正午）までに取得申込みをした場合には、当日を取得申込受付日として委託会社は当該取得申込みを受付けます。

委託会社は、原則として、次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の取得申込みの受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の取得申込みを受付けることがあります。

1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

2. ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日

3. 前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

お買付価額は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、当初設定にかかる受益権の価額は、1口につき1,000円とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の取得申込者から徴収することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得申込みの受付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みの受付けの取消しを行なうことができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。また、別に定める金融商品取引清算機関（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関とし、以下「清算機関」といいます。）の業務方法書（以下「業務方法書」といいます。）に定めるところにより、取得申込みを受付けた販売会社が、当該取得申込みの受付けによって生じる金銭の委託会社への支払いの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、振替機関等における当該清算機関の名義の口座に口数の増加の記載または記録が行なわれ、取得申込者が自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座における口数の増加の記載または記録は、当該清算機関と販売会社（販売会社による清算機関への債務の負担の申込みにおいて、当該販売会社の委託を受けて金融商品取引法第2条第27項に定める有価証券等清算取次ぎが行なわれる場合には、当該有価証券等清算取次ぎを行なう金融商品取引業者または登録金融機関を含みます。）との間で振替機関等を介して行なわれます。別に定める金融商品取引清算機関は、株式会社日本証券クリアリング機構とします。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金（解約）手続等】

<訂正前>

<一部解約>

委託会社の各営業日の正午までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

受益者は、自己に帰属する受益権について、5万口以上5万口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、原則として次の1.から3.に該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により受益権の一部解約請求を受付けることがあります。

1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

2. ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日

3. 前各号のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、前 の一部解約請求を受付けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前 の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きが行われた後に、振替機関は、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

Global X Japan株式会社

・お客様窓口：電話番号 03-5656-5274

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

・ホームページアドレス：<https://globalxetfs.co.jp/>

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の一部解約請求申込者から徴収することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約請求の受付けの取消しを行なうことができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、業務方法書に定めるところにより、販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

<有価証券との交換の取扱い>

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

<受益権の買取り>

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

前 の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の買取請求申込者から徴収することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて前 による受益権の買取りを停止することができるほか、すでに受けた受益権の買取りを取消すことができます。

前 の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受けたものとして、前 の規定に準じて計算されたものとします。

<訂正後>

<一部解約>

委託会社の各営業日の正午までに受けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

受益者は、自己に帰属する受益権について、5万口以上5万口単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、原則として次の1.から3.までに該当する場合は、受益権の一部解約請求の受け付けを停止します。なお、次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により受益権の一部解約請求を受付けることがあります。

1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）

2. ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日

3. 前1.から前2.までのほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

受益者が一部解約請求をすることは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

委託会社は、前 の一部解約請求を受けた場合には、受託者に対し、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行なうよう指図し（当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託金に係る金銭の引き渡しをもって応じることができる場合を除きます。）、この信託契約の一部を解約します。なお、前 の販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消にかかる手続きを行なうものとします。なお、業務方法書に定めるところにより、当該販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、当該清算機関が振替受益権の抹消にかかる手続きを行ないます。当該抹消にかかる手続きが行われた後に、振替機関は、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。
解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合せ下さい。

Global X Japan株式会社

- ・お客様窓口：電話番号 03-5656-5274
- 受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで
- ・ホームページアドレス：<https://globalxetfs.co.jp/>

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の一部解約請求申込者から徴収することができるものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付けを中止することができるほか、すでに受付けた一部解約請求の受付けの取消しを行なうことができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、業務方法書に定めるところにより、販売会社が、振替受益権の委託会社への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託会社は、前に掲げる手続きにかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

< 有価証券との交換の取扱い >

受益者は、信託期間中において、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換を請求することはできません。

< 受益権の買取り >

販売会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合で、信託終了日の3営業日前までに受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

前 の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、当該販売会社が定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、受益権の買取請求申込者から徴収することができるものとします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて前 よる受益権の買取りを停止することができるほか、すでに受付けた受益権の買取りを取消すことができます。

前 の規定により受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取停止以前に行なった当日の買取請求を撤回することができます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受けたものとして、前 の規定に準じて計算されたものとします。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（2022年11月4日から2023年3月24日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバルX 自動運転&EV ETF】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

第1期
2023年3月24日現在

資産の部	
流動資産	
預金	553,406
金銭信託	3,491,805
株式	259,316,137
投資信託受益証券	20,161,155
未収入金	47,491,229
未収配当金	395,672
流動資産合計	331,409,404
資産合計	331,409,404
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,098
未払収益分配金	700,000
未払受託者報酬	31,507
未払委託者報酬	776,080
その他未払費用	56,409
流動負債合計	1,565,094
負債合計	1,565,094
純資産の部	
元本等	
元本	350,000,000
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	20,155,690
(分配準備積立金)	257,118
元本等合計	329,844,310
純資産合計	329,844,310
負債純資産合計	331,409,404

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

第1期
自 2022年11月4日
至 2023年3月24日

営業収益	
受取配当金	1,833,700
受取利息	22
有価証券売買等損益	5,842,173
為替差損益	23,594,481
営業収益合計	15,918,586
営業費用	
受託者報酬	31,507
委託者報酬	776,080
その他費用	69,017
営業費用合計	876,604
営業利益又は営業損失()	16,795,190
経常利益又は経常損失()	16,795,190
当期純利益又は当期純損失()	16,795,190
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	-
期首剩余金又は期首次損金()	-
剩余金増加額又は欠損金減少額	3,033,500
当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	3,033,500
剩余金減少額又は欠損金増加額	5,694,000
当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	5,694,000
分配金	700,000
期末剩余金又は期末欠損金()	20,155,690

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1期 自 2022年11月4日 至 2023年3月24日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2)計算期間</p> <p>当ファンドの第1期計算期間は、2022年11月4日から2023年3月24日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1期 2023年3月24日現在
1. 期首元本額	100,000,000円
期中追加設定元本額	400,000,000円
期中一部解約元本額	150,000,000円
2. 計算期間末日における受益権の総数	350,000口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,155,690円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第1期 自 2022年11月4日 至 2023年3月24日
1. その他費用	主に、対象指数の商標の使用料であります。
2. 分配金の計算過程	当計算期間中に計上した受取配当金、配当株式、受取利息及びその他収益金から支払利息を控除した当期配当等収益額（1,833,722円）及び分配準備積立金（0円）の合計額から、経費（876,604円）を控除して計算される分配対象額は957,118円（100口当たり273円）であり、うち700,000円（100口当たり200円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第1期 自 2022年11月4日 至 2023年3月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、及び流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期 2023年3月24日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1期 2023年3月24日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	3,125,931
投資信託受益証券	496,205
合計	3,622,136

(デリバティブ取引に関する注記)

通貨関連

種類	第1期 2023年3月24日現在		
	契約額等（円）	うち 1年超	時価（円）
市場取引以外の取引 為替予約取引			
売建	47,795,537	-	47,796,635
アメリカ・ドル	47,795,537	-	47,796,635
合計	47,795,537	-	47,796,635
1,098			1,098

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

・計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		第1期 2023年3月24日現在
1口当たり純資産額 (100口当たり純資産額)		942.41円 (94,241円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	日立製作所	600	6,849.00	4,109,400	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,100	2,277.00	2,504,700	
	パナソニック ホールディングス	2,800	1,131.50	3,168,200	
	デンソー	500	7,068.00	3,534,000	
	日産自動車	6,200	480.70	2,980,340	
	トヨタ自動車	4,100	1,784.00	7,314,400	
	本田技研工業	1,200	3,370.00	4,044,000	
日本円 小計		16,500		27,655,040	
アメリカ・ドル	APPLE INC	439	158.930	69,770.270	
	ALBEMARLE CORP	111	215.640	23,936.040	
	AMBARELLA INC	227	79.410	18,026.070	
	APTIV PLC	262	107.700	28,217.400	
	ATI INC	581	37.760	21,938.560	
	AMERICAN AXLE & MFG HOLDINGS	2,092	7.430	15,543.560	
	BLACKBERRY LTD	4,986	3.830	19,096.380	
	BLOOM ENERGY CORP- A	828	18.300	15,152.400	
	BAIDU INC - SPON ADR	220	150.910	33,200.200	
	BALLARD POWER SYSTEMS INC	3,178	5.380	17,097.640	
	CEVA INC	622	29.250	18,193.500	
	ENERSYS	240	81.120	19,468.800	
	FORD MOTOR CO	2,560	11.420	29,235.200	
	GENERAL MOTORS CO	908	33.740	30,635.920	
	ALPHABET INC-CL A	642	105.600	67,795.200	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	271	186.920	50,655.320	
	HYSTER-YALE MATERIALS	600	46.480	27,888.000	
	INDIE SEMICONDUCTOR INC-A	2,662	10.940	29,122.280	
	INTEL CORP	1,854	29.030	53,821.620	

INNOVIZ TECHNOLOGIES LTD	3,860	3.550	13,703.000	
ITT INC	236	81.130	19,146.680	
LUMINAR TECHNOLOGIES INC	3,258	6.800	22,154.400	
LUCID GROUP INC	2,358	8.190	19,312.020	
LEAR CORP	152	136.580	20,760.160	
LIVENT CORP	829	20.340	16,861.860	
MICROSOFT CORP	164	277.660	45,536.240	
MICROVISION INC	7,288	2.110	15,377.680	
MICROVAST HOLDINGS INC	10,368	1.200	12,441.600	
NIO INC - ADR	2,020	9.270	18,725.400	
NIKOLA CORP	7,428	1.410	10,473.480	
NVIDIA CORP	354	271.910	96,256.140	
NXP SEMICONDUCTORS NV	186	182.040	33,859.440	
ON SEMICONDUCTOR	413	80.970	33,440.610	
PIEDMONT LITHIUM INC	306	51.310	15,700.860	
PLUG POWER INC	1,251	11.490	14,373.990	
QUALCOMM INC	481	124.150	59,716.150	
QUANTUMSCAPE CORP	2,490	7.540	18,774.600	
QUIMICA Y MINERA CHIL-SP ADR	259	81.060	20,994.540	
GENTHERM INC	266	57.390	15,265.740	
TESLA INC	474	192.220	91,112.280	
VISTEON CORP	138	154.560	21,329.280	
WABTEC CORP	232	95.490	22,153.680	
XPENG INC - ADR	2,019	9.910	20,008.290	
CABOT CORP	269	72.460	19,491.740	
COHERENT CORP	489	34.670	16,953.630	
STELLANTIS NV	1,809	17.360	31,404.240	
STANDARD LITHIUM LTD	4,724	3.330	15,730.920	
アメリカ・ドル 小計	77,404		1,349,853.010 (176,358,296)	
イギリス・ポンド	JOHNSON MATTHEY PLC	749	19.550	14,642.950
イギリス・ポンド 小計		749		14,642.950 (2,349,608)
オーストラリア ア・ドル	ALLKEM LTD	2,358	9.990	23,556.420
	IGO LTD	2,087	11.840	24,710.080
	PILBARA MINERALS LTD	7,366	3.430	25,265.380
オーストラリア・ドル 小計		11,811		73,531.880 (6,416,392)
カナダ・ドル	LUNDIN MINING CORP	2,711	7.840	21,254.240
	LITHIUM AMERICAS CORP	916	28.300	25,922.800
カナダ・ドル 小計		3,627		47,177.040 (4,493,141)
ユーロ	APERAM	514	33.050	16,987.700
	CONTINENTAL AG	288	66.420	19,128.960
	FAURECIA	1,006	18.805	18,917.830
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	937	35.890	33,628.930

RENAULT SA	511	36.800	18,804.800	
STMICROELECTRONICS NV	653	47.185	30,811.800	
TOMTOM NV	2,566	7.670	19,681.220	
VOLKSWAGEN AG-PREF	185	122.380	22,640.300	
ユーロ 小計	6,660		180,601.540 (25,556,924)	
韓国・ウォン	KIA CORP	437	78,400.000	34,260,800.000
	HYUNDAI MOTOR CO	179	180,500.000	32,309,500.000
	LG ENERGY SOLUTION	57	575,000.000	32,775,000.000
韓国・ウォン 小計	673		99,345,300.000 (10,093,482)	
香港・ドル	GEELY AUTOMOBILE HOLDINGS LT	14,000	10.100	141,400.000
	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	25,000	4.970	124,250.000
	GANFENG LITHIUM GROUP CO L-H	2,400	49.400	118,560.000
香港・ドル 小計	41,400		384,210.000 (6,393,254)	
合計	158,824		259,316,137 (231,661,097)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	GLOBAL X AUTONOMOUS&ELEC-ETF	6,792.000	154,314.240	
	アメリカ・ドル 小計		6,792.000	154,314.240 (20,161,155)	
投資信託受益証券 合計			6,792	20,161,155 (20,161,155)	
合計				20,161,155 (20,161,155)	

(注) 投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注)

- 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
- 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率(%)	組入投資信託受益証券時価比率(%)	合計金額に対する比率(%)
アメリカ・ドル	株式 47銘柄 投資信託受益証券 1銘柄	89.74 -	- 10.26	70.32
イギリス・ポンド	株式 1銘柄	100.00	-	0.84
オーストラリア・ドル	株式 3銘柄	100.00	-	2.30
カナダ・ドル	株式 2銘柄	100.00	-	1.61
ユーロ	株式 8銘柄	100.00	-	9.14
韓国・ウォン	株式 3銘柄	100.00	-	3.61
香港・ドル	株式 3銘柄	100.00	-	2.29

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「(デリバティブ取引に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

2023年3月末日現在

資産総額	248,791,576円
負債総額	792,590円
純資産総額(-)	247,998,986円
発行済数量	250,000口
1単位当たり純資産額(/)	992.00円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

a. 資本金の額

2022年7月末日現在

資本金の額 25億円

発行可能株式総数 50万株

発行済株式総数 50万株

過去5年間における資本金の額の増減

2019年 9月 資本金10億円に増資

2020年 2月 資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 運用会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ニ. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

<訂正後>

a. 資本金の額

2023年3月末日現在

資本金の額 25億円

発行可能株式総数 50万株

発行済株式総数 50万株

過去5年間における資本金の額の増減

2019年 9月 資本金10億円に増資
2020年 2月 資本金25億円に増資

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり商品会議を開催します。商品会議においてファンド運営上の諸方針を審議・決定し、基本計画書を策定します。

ロ. 運用会議

運用ソリューション部長（CIO）が議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用ソリューション部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用ソリューション部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

二. リスク管理委員会

コンプライアンス部が事務局となり、全社リスク管理における重要事項の報告・協議、対応方針の決定などを行います。運用リスクの管理については、信託財産ごとに、各種投資制限や、基本計画書で定める投資ユニバースへの遵守状況等について、コンプライアンス部が日々、事後チェックを行います。また、違反があった場合には、コンプライアンス部長が運用ソリューション部運用チームに対し、是正等の指示を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2022年7月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額（単位：百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	<u>21</u>	<u>69,050</u>
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	<u>21</u>	<u>69,050</u>

<訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2023年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数	純資産総額（単位：百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	<u>27</u>	<u>109,415</u>
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
合計	<u>27</u>	<u>109,415</u>

3 【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第4期事業年度に係る中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	4,323,007	4,149,115
未収委託者報酬	19,556	43,757
未収収益	58,290	91,749
未収入金	26,272	5,349
前払費用	21,314	16,107
その他	127	1,129
流動資産合計	4,448,568	4,307,209
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	14,465	12,089
器具備品	20,080	15,793
有形固定資産合計	34,546	27,883
無形固定資産		
ソフトウェア	46,836	43,423
ソフトウェア仮勘定	8,125	-
無形固定資産合計	54,961	43,423
投資その他の資産		
長期差入保証金	26,339	27,588
投資その他の資産合計	26,339	27,588
固定資産合計	115,847	98,894
資産合計	4,564,415	4,406,104

(単位:千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	2	39,458
未払法人税等		11,075
その他		3,085
流動負債合計		53,619
固定負債		
固定負債合計		-
負債合計		53,619
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,500,000
資本剰余金		
資本準備金		2,500,000
資本剰余金合計		2,500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		489,203
繰越利益剰余金		489,203
利益剰余金合計		489,203
株主資本合計		4,510,796
評価・換算差額等		
評価・換算差額等合計		-
純資産合計		4,510,796
負債・純資産合計		4,564,415
		4,406,104

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	48,662	161,043
その他営業収益	141,126	318,321
営業収益計	189,789	479,364
営業費用		
委託計算費	76,715	127,163
広告宣伝費	44,914	28,214
調査費	19,780	26,987
通信費	7,732	9,640
協会費	5,733	807
営業雑経費	721	4,307
営業費用合計	155,597	197,120
一般管理費		
役員報酬	87,414	149,759
給与	97,376	138,311
福利厚生費	20,927	28,437
交際費	4,294	9,744
旅費交通費	1,753	3,875
租税公課	27,217	29,865
業務委託費	35,214	20,368
不動産賃借料	35,237	41,265
固定資産減価償却費	1 16,321	1 20,497
支払報酬	13,000	10,387
諸経費	29,572	9,832
一般管理費合計	368,330	462,345
営業損失()	334,139	180,101
営業外収益		
受取利息	46	41
その他	10,008	20,356
営業外収益計	2 10,054	2 20,453
営業外費用		
為替差損	36	107
営業外費用計	36	162
経常損失()	324,121	159,810
特別収益		
特別損失		778
税引前当期純損失()	324,121	160,589
法人税、住民税及び事業税	957	956
法人税等合計	957	956
当期純損失()	325,078	161,546

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 164,125	△ 164,125	4,835,874	
当期変動額							
新株の発行						-	
剰余金の配当						-	
当期純損失				△325,078	△325,078	△325,078	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						-	
当期変動額合計	-	-	-	△325,078	△325,078	△325,078	
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△489,203	△489,203	4,510,796	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	-	-	4,835,874
当期変動額				
新株の発行				-
剰余金の配当				-
当期純損失				△325,078
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-
当期変動額合計	-	-	-	△325,078
当期末残高	-	-	-	4,510,796

当事業年度（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 489,203	△ 489,203	4,510,796	
当期変動額							
剰余金の配当						－	
当期純損失				△ 161,546	△ 161,546	△ 161,546	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						－	
当期変動額合計	－	－	－	△ 161,546	△ 161,546	△ 161,546	
当期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 650,749	△ 650,749	4,349,250	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰越ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	－	4,510,796
当期変動額				
剰余金の配当				－
当期純損失				△ 161,546
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				－
当期変動額合計	－	－	－	△ 161,546
当期末残高	－	－	－	4,349,250

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によってあります。

(1) 有形固定資産

建物・付属設備	定額法	10～15年
器具備品	定率法	5～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア	定額法	5年
--------	-----	----

2. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や米国ETFに係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物附属設備	1,133千円	2,149千円
器具備品	9,855千円	17,163千円

2 關係会社項目

關係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
未払金	13,380千円	11,778千円

（損益計算書関係）

1 減価償却実施額

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
有形固定資産	9,747千円	8,603千円
無形固定資産	6,574千円	11,893千円

2 営業外収益の主要項目

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

損益計算書の営業外収益のうちその他の項目は、主に東京都からの補助金です。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

損益計算書の営業外収益のうちその他の項目は、主に東京都からの補助金と大和アセットマネジメントからの返金（BPO業務縮小に伴う解決金7,036千円、退職金の払戻3,270千円）です。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	500	-	-	500
合計	500	-	-	500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	500	-	-	500
合計	500	-	-	500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資本運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、信用格付の極めて高い国内銀行の普通預金として預け入れしております。

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。

また、未払金は、当社業務に係る費用の未払額であり、これらのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

財務リスク管理規程において個別の案件ごとに為替リスク管理の検討を行うものとしておりますが、現時点において、為替リスクが発生する商品に投資をしていない為、為替リスクは発生しておらず、その検討を行っておりません。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスク管理委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

前事業年度（2021年3月31日）

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収収益、未収入金及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2022年3月31日）**(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債**

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未収入金及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(収益認識関係)**(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国ETFに係る販売サポート業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が161,043千円、販売サポート業務が318,321千円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の2. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)**[セグメント情報]**

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]**前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）****1. サービスごとの情報**

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 営業収益**

（単位：千円）

日本	米国	合計
48,662	141,126	189,789

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	141,126

（注）当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	合計
161,043	318,321	479,364

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	318,321

（注）当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

[関連当事者との取引]

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関係内容		取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	15,174百万円	資産運用業	(被所有)直接 40%	あり	役員の兼任、出向者の受け入れ	出向者負担金の支払い（注1）	126,633	未払金	13,380

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金（百万円）	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関係内容		取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	515百万ドル	資産運用業	-	あり	販売支援	販売支援（注1）	141,126	未収収益	58,290

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する米国上場投資信託の日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約(Service Agreement)に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金（百万円）	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関係内容		取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	大和アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区	15,174百万円	資産運用業	(被所有)直接 40%	あり	役員の兼任、出向者の受け入れ	出向者負担金の支払い（注1）	131,246	未払金	11,778

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 出向者及びBPOに係る人件費相当額を支払っております。

2. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	Global X Management Company LLC	米国	515百万ドル	資産運用業		あり	販売支援	販売支援 (注1)	318,321	未収収益	91,749

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) Global X Management Company LLCが組成する米国上場投資信託の日本における販売会社等への支援業務。販売サポート契約(Service Agreement)に従い、個別商品毎の販売残高に応じたフィーを受領しております。

[1 株当たり情報]

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1株当たり純資産額	9,021.59円	1株当たり純資産額	8,698.50円
1株当たり当期純損失()	650.15円	1株当たり当期純損失()	323.09円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純損失(千円)	325,078	161,546
普通株式の期中平均株式数(株)	500,000	500,000

[重要な後発事象]

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(2022年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金	4,109,792
未収収益	97,768
未収委託者報酬	47,726
前払費用	13,421
その他	4,879
流動資産合計	4,273,588

固定資産

有形固定資産

器具備品（純額）	10,438
建物附属設備（純額）	11,568
有形固定資産合計	22,007

無形固定資産

ソフトウェア	31,899
無形固定資産合計	31,899

投資その他の資産

長期差入保証金	29,030
投資その他の資産合計	29,030
固定資産合計	82,937

資産合計

資産合計	4,356,525
------	-----------

（単位：千円）

当中間会計期間
(2022年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金	2	79,335
未払法人税等		14,221
賞与引当金		18,360
役員賞与引当金		33,450
その他		5,753
流動負債合計		<u>151,120</u>

固定負債

固定負債合計		-
負債合計		<u>151,120</u>

純資産の部

株主資本

資本金		2,500,000
資本剰余金		
資本準備金		2,500,000
資本剰余金合計		<u>2,500,000</u>

利益剰余金		
その他利益剰余金		794,594
繰越利益剰余金		794,594
利益剰余金合計		<u>794,594</u>

株主資本合計		4,205,405
評価・換算差額等		-

評価・換算差額等合計		-
純資産合計		<u>4,205,405</u>

負債・純資産合計		4,356,525
----------	--	-----------

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間
(自 2022年4月1日
至 2022年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	113,155
その他営業収益	194,492
営業収益合計	307,647
営業費用	
委託計算費	106,342
広告宣伝費	6,494
その他営業費用	31,650
営業費用合計	144,486
一般管理費	1
営業損失()	307,732
営業外収益	144,571
営業外費用	1,625
経常損失()	486
特別利益	143,431
特別損失	
税引前中間純損失()	143,431
法人税等合計	413
中間純損失()	143,844

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自2022年4月1日 至2022年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 650,749	△ 650,749	4,349,250
当中間期変動額						
剰余金の配当						－
中間純損失				△ 143,844	△ 143,844	△ 143,844
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）						－
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 143,844	△ 143,844	△ 143,844
当中間期末残高	2,500,000	2,500,000	2,500,000	△ 794,594	△ 794,594	4,205,405

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	－	－	－	4,349,250
当中間期変動額				
剰余金の配当				－
中間純損失			△ 143,844	△ 143,844
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純 額）				－
当中間期変動額合計	－	－	－	△ 143,844
当中間期末残高	－	－	－	4,205,405

注記事項

（重要な会計方針）

1. 固定資産の減価償却の方法

以下の方法・償却期間によってあります。

(1) 有形固定資産

建物・付属設備	定額法	10～15年
器具備品	定率法	5～15年

(2) 無形固定資産

ソフトウェア	定額法	5年
--------	-----	----

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は投資信託の信託約款や顧客との契約に基づき、証券投資信託の運用や米国ETFに係る販売サポート業務についての履行義務を負っております。これらの履行義務は当社の日々のサービス提供時に充足されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

（会計方針の変更）

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。この変更による当中間財務諸表への影響はありません。

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間 (2022年9月30日)	
建物附属設備	2,671千円
器具備品	15,865千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものほか次のものがあります。

当中間会計期間 (2022年9月30日)	
未払金	2 67,534千円

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
有形固定資産	6,120千円
無形固定資産	14,523千円

2 営業外収益の主要項目

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
雑収入	1,515千円

*申告差額による国税還付金、還付加算金を計上しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	500	-	-	500
合計	500	-	-	500

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（2022年9月30日）

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

（1）時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

（2）時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益及び未払金は短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用及び米国ETFに係る販売サポート業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が113,155千円、販売サポート業務が194,492千円であります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 2022年4月1日 至 2022年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	合計
113,155	194,492	307,647

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称または氏名	営業収益
Global X Management Company LLC	194,492

（注）当社は、資産運用に関する単一セグメントであるため関連するセグメント名の記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)	
1株当たり純資産額	8,410.81円
1株当たり中間純損失（）	287.68円

（注1）潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注2）1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)
中間純損失（千円）	143,844
普通株式の期中平均株式数（株）	500,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2022年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円	事業の内容
大和証券株式会社	100,000 (2022年3月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,505 (2021年12月末日現在)	

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2022年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（2022年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 単位：百万円 (2023年3月末日現在)	事業の内容
大和証券株式会社	100,000	
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,505 (2022年12月末日現在)	
バークレイズ証券株式会社	38,945 (2022年12月末日現在)	
B of A証券株式会社	83,140 (2022年12月末日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000	
BNPパリバ証券株式会社	102,025 (2022年3月末日現在)	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616 (2022年12月末日現在)	

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算、収益分配金、償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2023年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

独立監査人の監査報告書

2023年5月26日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 崇雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 深井 康治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバルX 自動運転＆EV ETFの2022年11月4日から2023年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバルX 自動運転＆EV ETFの2023年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、Global X Japan株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

Global X Japan株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 間瀬 友未

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 深井 康治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Global X Japan株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

2022年11月28日

Global X Japan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	間瀬 友未
指定有限責任社員 業務 執 行 社 員	公認会計士	深井 康治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているGlobal X Japan株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、Global X Japan株式会社の2022年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2022年4月1日から2022年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。